



No.	回答
1	特定建設作業に該当しないボーリング作業については騒音規制法及び振動規制法の対象外という認識で構いません。ただし、本業務の履行に付随して、特定建設作業に該当する作業がある場合は、関係法令を遵守してください。
2	お見込みのとおりです。
3	本業務の履行中に新たな事実が判明した場合などは、速やかに発注者へ情報提供願います。その後、発注者にて環境局と協議を行ったうえで判断します。
4	自主計画に基づき決定して頂く調査地点にもよりますが、傾斜及び被覆のある傾斜での調査も想定されます。

## 質 疑 応 答 書

件名 旭ヶ丘駅前公共施設整備に係る土壌汚染状況調査業務委託

質 問 事 項		回 答 ( 仙 台 市 記 入 欄 )
<b>1</b>	自主計画に示す調査数量・分析数量が増減する場合は、当然に契約変更の対象となる。との理解でよいですか。	別紙2のとおり
<b>2</b>	自主計画(p5, p6)と自主計画(p17)の平面図に「起点」が示されます。同図の起点の「位置が異なり」ますが、どちらが正ですか。	
<b>3</b>	自主計画 3.4(3)②試料採取方法に「盛土下の旧地盤面(沖積層)を0.5m確認するまで掘削する。なお、(中略)亀岡層(岩)の厚さを0.5m確認するまで掘削する」とあり、ボーリング調査の屈伸長や土質の増減・変更は、当然に契約変更の対象となる。との理解でよいですか。	
<b>4</b>	調査作業にあたり、制限がかかる事項があれば教示ください。 ※ 土日祝日の作業、調査の時間・期間 ※ ライフライン(電気・水)の貸借 ※ 仮設事務所、トイレの設置 ※ 残土・廃水の貯槽の設置	
<b>5</b>	仕様書6.業務内容について、申請を行い、区域の指定を受けるものとする。とありますが、地歴調査の評価は許可権者との合意形成がされた成果である。との理解でよいですか。	
<b>6</b>	仕様書6.(1)位置測量について、図面(CADデータ)若しくは点の記など測量成果は貸与を受けられる。との理解でよいですか。	
<b>7</b>	仕様書6.(1)位置測量、(2)試料採取、(4)ボーリング調査について、立木・草本伐採は発注者が負担する。との理解でよいですか。	
<b>8</b>	仕様書6.(2)試料採取、(4)ボーリング調査について、アスファルト・コンクリート等による舗装箇所の数を教示ください。また、舗装部の復旧方法を指定ください。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質問事項		整理番号 (仙台市記入欄)
		2 2
9	仕様書6.(2) 試料採取について、自主計画には地下水採取方法の指定がありません。地下水採取の方法は、ボーリング調査の掘削後、裸孔よりパージし採水することでよいですか。	別紙2のとおり
10	仕様書6.(3) 化学分析について、自主計画には第三種特定有害物質のうち農薬類を除いています。第一種特定有害物質である1,3-ジクロロプロペン进行分析の対象項目に含んでよいですか。	
11	仕様書6.(3) 化学分析について、第二種特定有害物質であるアルキル水銀は、水銀及びその化合物が検出された場合に分析する。との理解でよいですか。従って、当初数量は「0」としてよいですか。	
12	仕様書6.(4) ボーリング調査について、泥土等の処理が求められているところ、 ①想定された搬出土量を教示ください。 ②処理方法は汚染土ないしは廃棄物のどちらでもよいですか。 ③廃棄物の処理は契約変更の対象である。との理解でよいですか。	
13	仕様書6.(4) ボーリング調査について、埋め戻し材に指定があれば教示ください。	
14	仕様書6.(5) 申請書類の作成及び申請について、関係機関との協議等の数量を教示ください。	
15	仕様書9. 作業時には主任技術者(中略)必ず配置すること。について、かかる「作業時」に「調査作業」は含まれますか。	
16	仕様書11. について、事前に周知を要する関係者があれば教示ください。	
(以上)		

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

No.	回答
1	お見込みのとおりです。
2	土壌汚染対策法ガイドラインに準拠した起点という意味では、自主計画（p17）の起点となります。
3	お見込みのとおりです。
4	騒音規制法及び振動規制法に定める特定建設作業に該当する作業が発生する場合は、作業時間等に制限があります。ライフライン（電気・水）については、受注者が必要に応じて適切に調達してください。そのほか、関係する法令等による制限があれば遵守してください。 また、本業務履行中も業務対象地内の一部を地域で利用しますので、調査の際は発注者の指示に従ってください。
5	本業務の開始前時点においては許可権者に一定の確認を行っておりますが、最終的な合意形成については、土壌汚染対策法に定める申請を行った後に成されるものと考えております。
6	位置測量も本業務に含みます。自主計画及び別添「土地利用計画（案）」を参考としてください。
7	受注者負担としてください。
8	自主計画に基づき決定して頂く調査地点にもよりますが、10地点程度と想定しています。また、舗装部の復旧方法は、舗装部と同等の素材で復旧してください。
9	調査すべき地下水と水質が異なることがないように、土壌汚染対策法ガイドラインAppendix-7に基づき必要な対策を行ったうえで採水してください。
10	分析の対象項目に含めてください。
11	アルキル水銀による汚染が存在することが明らかな場合を除き、水銀及びその化合物の測定を行って検出された場合にアルキル水銀を測定すれば十分との認識で構いません。
12	①搬出土量の想定はありません。 ②土壌汚染対策法ガイドラインAppendix-11に基づき、適切に処理してください。 ③本業務に含みます。
13	指定はありませんが、土壌汚染対策法ガイドラインAppendix-11に基づき、適切に処理してください。
14	本業務の履行上必要な検討等は原則として受注者が行い、事業の円滑な推進のために必要な関係機関との協議等に関して、発注者に対し適切な助言等をお願いします。
15	「調査作業」が現地調査である場合、主任技術者が常駐する必要はありませんが、担当技術者に対し必要な監督を行ってください。
16	本業務の履行上必要な検討等は原則として受注者が行い、事業の円滑な推進のために必要な関係機関との協議等に関して、発注者に対し適切な助言等をお願いします。





No.	回答
1	変更契約の対象として構いません。
2	舗装部の復旧方法は、舗装部と同等の素材で復旧してください。
3	最低制限価格の設定はありません。